

<b>手続名</b>
償却資産申告

担当課・係（連絡先）

税務課・土地・家屋係（049-251-2711 内線356）

**手続説明**

- ・概要  
地方税法の規定により、毎年1月1日現在における償却資産について、その所在、種類、数量、取得時期、取得価額、耐用年数、見積価額その他償却資産課税台帳の登録及び当該償却資産の価格の決定に必要な事項を市長に申告しなければならないこととなっております。
- ・対象者  
1月1日現在で市内に事業の用に供することができる償却資産を所有している方。
- ・提出期限  
毎年1月31日まで

**必要書類**

- ・マイナンバー確認書類と本人確認書類  
⇒以下URLから「マイナンバー確認書類と本人確認書類について」をご覧ください。  
[https://www.city.fujimi.saitama.jp/kurashi\\_tetsuzuki/mvnumber/mynumber\\_seido/mainanba201410.html](https://www.city.fujimi.saitama.jp/kurashi_tetsuzuki/mvnumber/mynumber_seido/mainanba201410.html)
- ・償却資産申告書
- ・種類別明細書

**手続詳細URL**

[https://www.city.fujimi.saitama.jp/kurashi\\_tetsuzuki/07zeikin/koteitoshi/2010-1203-1441-21.html](https://www.city.fujimi.saitama.jp/kurashi_tetsuzuki/07zeikin/koteitoshi/2010-1203-1441-21.html)  
詳細は税務課土地・家屋係にお問い合わせください。

<b>出張所での取扱い</b>	<b>木曜延長・休日開庁の取扱い</b>
なし	あり